療養費申請までの流れについて

- ①必ず医療機関で受診し、主治医から「はり・きゅう(※医師による適当な治療手段がない場合)」または「あんま・マッサージ(筋麻痺・関節拘縮等で医療上マッサージを必要とする場合)」の施術について同意を受けます
 ※医師の同意書が必要です
- ②はり・きゅう・あんま・マッサージの施術所で施術を受けます 受療者自身が請求内容を確認し施術料の全額を施術所窓口で支払い、「領収書」を受け取ります
- ③施術者が交付する療養費支給申請書を受け取ります
- ④以下の提出書類を揃え提出してください

提出書類

	書類	入手先	注意事項
а	「ホンダ健保」の	・ホンダ健保のホームページ	※歴月毎に申請してください
	療養費支給申請書	・会社の社会保険担当者	
b	医師の施術同意書 (原本※)	・医療機関	※必ず当該疾病にかかる主治医が診察した上での同意が必要です ※初回申請時は原本を添付し、2回目以降は写しを添付してください ※施術が6ヶ月(変形徒手矯正術は1ヶ月)を超える場合は再同意が必要です
С	「施術師が交付する」 療養費支給申請書	・施術所	施術内容等の証明を受けます
d	領収書 (原本)	・施術所	
一 下記に該当する場合に必要な書類 一			
е	施術報告書交付料が算定されて いる場合:施術報告書(写し)	・施術所	※再同意の場合必要です
f	1年以上・月 16 回以上の場合: 施術継続理由・状態記入書	・施術所	1年以上かつ月 16回以上の場合
g	往療での施術を受けた場合:	・ホンダ健保のホームページ	
	往療状況確認表	・会社の社会保険担当者	

※医療機関の受診状況との確認・審査を行うため、 療養費の支払いまでに 3ヶ月以上要する場合があります